

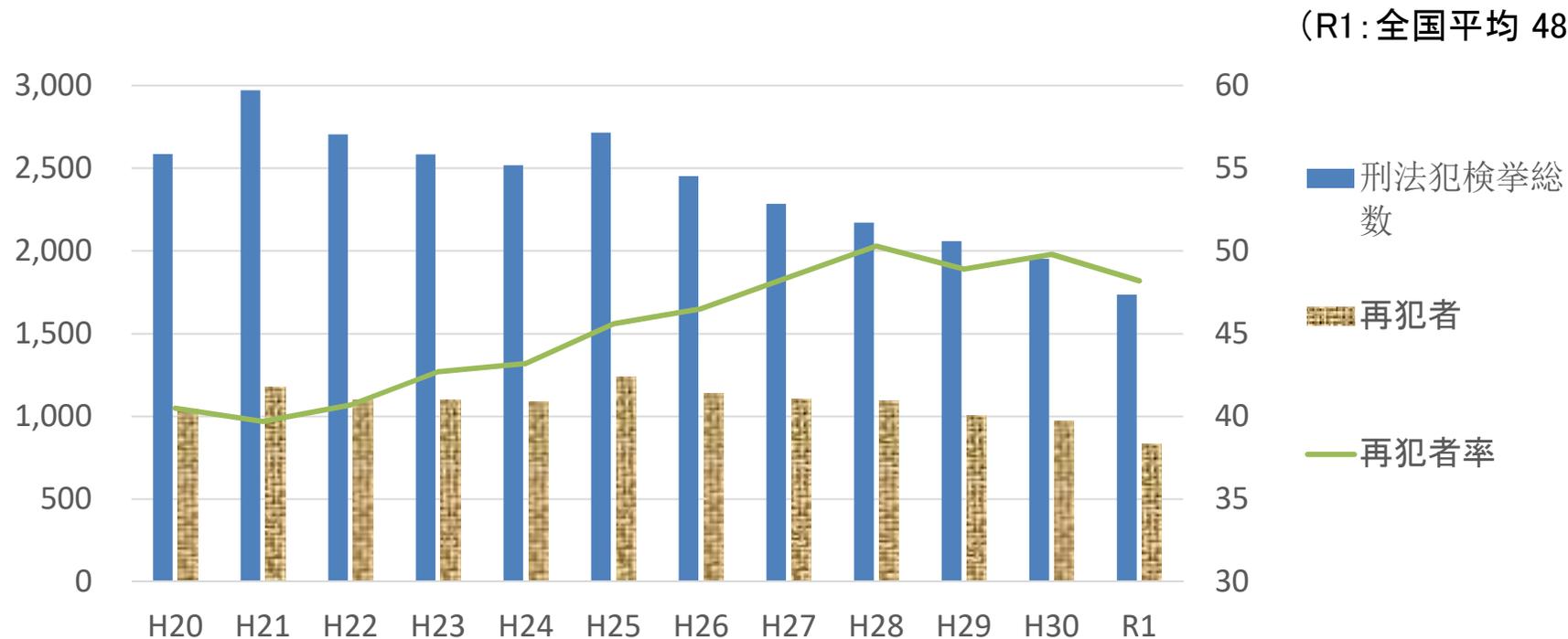
**支え手よし・受け手よし・
地域よしの再犯防止「三方よし」**

**滋賀県再犯防止推進計画
令和元年度の実施状況**



再犯者（再犯者率）の推移

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
刑法犯検挙総数	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736
再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836
再犯者率	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2





県再犯防止推進計画 (平成31年3月策定)

(計画期間：R1～R5)

【基本方針】

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建を実施します。
- (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。
- (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援を実施します。
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。



県再犯防止推進計画 (平成31年3月策定)

(計画期間：R1～R5)

【基本施策】

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進



主な取組

1 国・民間団体等との連携強化

(1) 国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組

① 刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた出口支援(H21～)

- ・ 社会福祉法人グローに委託。
- ・ 滋賀県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所後の居住地や引受人がない、高齢や障害により自立生活が困難な者に対する、帰住地の調整、福祉サービスの利用を支援。

(厚生労働省補助事業)

- ・ コーディネート：30件（継続5、新規25）
- ・ フォローアップ：30件（継続14、新規16）
- ・ 相談支援：107件（継続44、新規63）



② 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援

- ・ 滋賀県地域生活定着支援センターに、入口支援担当相談員を1名配置。(H30～)
- ・ 検察庁、弁護士、地域支援者等の依頼に基づき、本人同意のもとに、必要な支援の調整を実施。

	平成28年度 (県単事業)	平成29年度 (県単事業)	平成30年度	令和元年度
新規相談件数	27件	41件	42件	41件

③ 子どもに対する暴力的性犯罪に係る出所者への再犯防止措置

- ・ 刑事施設出所後の所在確認や面談を実施

④ 県内3か所の配偶者暴力支援相談センターでDV加害者からの相談に対応



⑤事業所等相談アドバイス事業

- ・滋賀県社会福祉士会に委託し、相談窓口を設置。
- ・地域の支援者、協力雇用主、福祉事業所等への支援、電話相談、研修会の開催。
- ・弁護士、大学教員等による専門検討会を開催し、アドバイス内容を調整。

電話相談9件、訪問10件、アドバイス-派遣100回、事例検討会5回、研修会 1回

⑥再犯防止地域支援員の設置

- ・更生保護法人滋賀県更生保護事業協会に委託。
- ・協力雇用主の実雇用に関する相談等への対応。
- ・保護観察所や刑務所等と連携しながら、犯罪や非行をした人の雇用と職場定着に向け、定期的な職場訪問等の支援。
- ・協力雇用主の実雇用を進めるため、保護観察所等と連携して研修会等の実施。

協力雇用主数 372社

協力雇用主へのアプローチ訪問87件、県民向けフォーラムの開催 1回

協力雇用主による実雇用状況 新規採用 28社58人 (令和元年度)



(2)特性に応じた効果的な支援のための取組

①再犯防止推進会議の開催

- ・ 関係機関等が連携し、必要な連絡、協議等を行う
- ・ R1.11.18 開催

(構成) 19団体

大津地方検察庁、大津保護観察所、滋賀刑務所、大津少年鑑別所、滋賀労働局、県保護司会連合会、県更生保護女性連盟、県更生保護事業協会、県就労支援事業者機構、県BBS連盟、県暴力団追放推進センター、県社会福祉協議会、(社福)グロー、県社会福祉士会、県社会就労事業振興センター、おうみ犯罪被害者支援センター、滋賀弁護士会、県警、県関係課



②薬物についての正しい知識の啓発と乱用防止対策

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や薬物乱用防止キャンペーン等で、約5,800人に啓発活動を実施
- ・小中高等学校等での薬物乱用防止教室 135回 12,668人

③社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援

- ・子ども・若者総合相談窓口の設置

④犯罪に遭いにくい安全・安心な地域づくり

- ・「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議による県民総ぐるみでの防犯活動の推進

主な取組



2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保のための取組

① 障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポート

- ・ 働き・暮らし応援センター： 新規就職者数449人
- ・ 一般就労が困難な障害者に対し就労、生活、職場開拓を支援

② 生活習慣が乱れている者などの就労に必要な基礎能力形成を支援

- ・ 2つの中間的就労事業所において4名を支援

③ 県建設公共工事の競争参加有資格審査における優遇制度(H27.10~)

- ・ 「保護観察対象者等の就労支援」に関する加点

協力雇用主の登録	5点	207社
直接雇用	10点	7社
間接雇用 下請企業ごとに	2点（6点を限度）	3社

(2) 住居の確保のための取組



- ① 離職等により住居を喪失またはそのおそれのある方に住居確保給付金を支給
 - ・ 59名に支給

- ② 更生保護施設、救護施設等との連携による居場所の確保や地域生活への復帰の支援
 - ・ 刑務所出所者等に対し地域生活定着支援センターがコーディネートし、更生保護施設に2名、救護施設に1名が帰住

- ③ 犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒否しないセーフティーネット住宅の登録 200件
 - ・ 居住支援を行う「居住支援法人」の認定 3法人
(令和2年10月：4法人)

主な取組



3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組

① 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援（再掲）

- ・ 対象者の基本情報を記入する書式の共通化など、関係機関が円滑につながり、支援が必要な人を漏らさない仕組みづくり

② 発達障害のある人や家族への支援

- ・ 発達障害者支援センター

相談支援 8,512件、市町や事業所への助言 672件、
研修派遣 57回、キーパーソン養成研修 309名、
支援者講座 220名

③ 高次脳機能障害支援センター

- ・ 支援延件数 4,923件



④ 認知症にかかわる介護相談

- ・ 滋賀もの忘れ介護相談室 相談 375件

⑤ 認知症の理解を深めてもらうとりくみ

- ・ 認知症サポーター養成講座 受講者数 17,511人

⑥ 精神医学的な面からのストーカー加害者の再犯防止対策

- ・ 医療機関への引き継ぎ 1件
- ・ 医療機関からのアドバイス 3件

⑦ 医療観察法病棟の運営

- ・ 入院患者数 6名
- ・ 退院患者数 8名



(2)薬物依存症者への支援のための取組

①依存症者とその家族に対する支援

- ・アディクションセミナー 7回 延べ141名
- ・アディクション家族交流会 4回 延べ41名
- ・認知行動療法に基づく集団プログラム 24回

②アディクションへの理解を深める啓発活動の実施

- ・第12回アディクションフォーラムin滋賀 151名の参加

③依存症専門相談や治療を行う拠点の確保

- ・専門医療機関・治療拠点機関、相談拠点の確保に努めた

④薬物依存症者への支援を実施する民間団体との連携

- ・びわこダルクを滋賀型地域活動支援センターに承認 18名を支援

主な取組



4 非行の防止と修学支援の実施

- ①少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動
非行少年や非行少年であった者に連絡をとり14人を支援
- ②少年の立ち直り(社会参加・貢献活動)支援事業
・農業体験(茶摘み)、社会貢献(清掃等)、地域文化・スポーツ体験(焼き物、座禅等)
13回開催 少年40人、保護者23人が参加
- ③非行少年の就労・就学等支援(H16~)
・「あすくる」(非行少年等立ち直り支援事業)(9か所)
・生活改善、自分探し、就学・就労支援、家庭支援等を実施
・130人に支援を実施(うち53人への支援が終了)



④ 生徒指導緊急特別指導員の学校への適時派遣

・ 総相談件数 2,580件、 総訪問回数 1,696回

⑤ 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業による就学中断の防止

⑥ 就労が困難な若者の就職を促進

・ 地域若者サポートステーション支援事業

臨床心理相談件数 183件

職場体験参加者数 延べ47名

交流サロン参加者数 延べ320人

⑦ 子どもの生活と学ぶ意欲の礎となる自尊感情を育む取組の推進

・ 学びの礎ネットワーク推進事業

事業実施 30学区（14市町）、推進交流会 3回

ブロック別交流研究会 3回（503名）

主な取組



5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進 (1) 民間協力者の活動の推進のための取組

① 民生委員・児童委員活動の推進

・ 委員数 3,268人

② 「あすくる」（非行少年等立ち直り支援事業）をサポートする 青少年支援サポーターや支援協力企業のボランティアの拡大、 協力を促進

③ 少年補導員の活動

・ 小中学校を対象とした非行防止教室 441回 59,603人

④ 大学生少年補導員の活動

・ 大学生ボランティア（45名）が、少年の立ち直り支援活動、
街頭補導、学習支援等を行う



⑤外国人少年補導員の活動

- ・ 3名の補導員が外国人学校等での非行防止教室の開催や街頭補導を実施

(2)広報・啓発活動の推進のための取組

①再犯防止推進月間（7月）等における啓発事業の推進

- ・ 「再犯防止「三方よし」宣言」（法務省×滋賀県）（令和元年5月）
- ・ 更生保護制度施行70周年記念全国大会で知事が滋賀の取組を発表（令和元年10月）
- ・ 各種会議や広報誌での情報発信

②「社会を明るくする運動」の推進

- ・ 知事が推進委員会委員長に就任し実施
 - ・ 関係機関（保護観察所、保護司会、更生保護女性連盟、BBS会など）との連携のもと街頭での啓発等を実施
- 県内行事参加者数：63,672人



支え手よし・受け手よし・地域よし 再犯防止「三方よし」宣言



令和元年5月、山下
法務大臣（当時）と
「再犯防止「三方よ
し」宣言」

支え手よし

民間協力者の活動支援

受け手よし

罪を犯した人への支援

地域よし

安全・安心な社会



支え手よし・受け手よし・地域よしの 再犯防止「三方よし」宣言

～ 誰一人取り残さない

安全で安心な社会の実現

SDGsの達成に向けて～



法務省 × 滋賀県



滋賀県と法務省は、「人は人の中で人となる」という考えのもと、再犯防止対策について、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、滋賀で培われた「三方よし」の精神を生かして進めていくことを、ともに宣言する。

- 一 滋賀県と法務省は、再犯防止に協力する民間の方々
が活動しやすいよう、より一層支援していきます。(支え手よし)
・協力雇用主の受注の機会の増大
・保護司等の民間協力者が充実した活動を続けるための基盤づくり など
- 一 滋賀県と法務省は、罪を償って立ち直ろうとする人が、
繰り返し犯罪に手を染めることがないように、より一層支援して
いきます。(受け手よし)
・保護観察対象者の雇用
・犯罪をした者等の特性に応じた指導や修学支援の充実 など
- 一 滋賀県と法務省は、地域の皆様が安全・安心に暮らす
ことができる社会の実現に努めます。(地域よし)
・多職種・多分野による地域の支援ネットワークづくり など

令和元年(2019年)5月26日

法務大臣 山下 貴司
滋賀県知事 三日月 久造



【県計画における成果指標】

- ・ 支援対象者の2年後の地域生活定着率
基準値 (-) → 目標値 90%以上

※支援を開始した対象者に、何らかの形で、地域の支援者が関与している割合（実刑の場合も含む。）

平成29年度支援対象者の状況 89.2%